

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

・介護職員等特定処遇改善加算とは 2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、従前の「介護職員処遇改善加算」を取得している介護サービス事業所・施設において、おもに「経験・技能のある介護職員」の処遇改善を行うための原資を提供するものです。当生協におきましても加算算定を行っております。

・見える化要件について

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件より

- ・処遇改善に関する加算の算定状況
- ・賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容

に関して公表が必要となっております。

算定状況に関しては介護サービス情報公表システムに掲載しております。

また、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容については以下に記載いたします。

分類	当生協の取り組み内容
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

・取得事業所について

松江保健生活協同組合は、以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

介護医療院 虹、虹デイサービス、生協ヘルパーステーション、生協ふらここデイサービス、生協東出雲デイサービス、学園デイサービス、学園ヘルパーステーション、ふれあいデイサービス、ふれあいヘルパーステーション